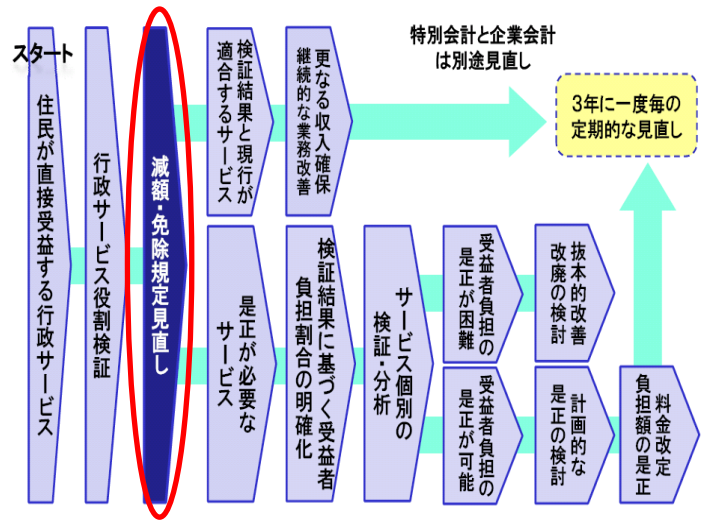


減額・免除規定の見直し方針

1. 受益者負担の見直しの中での位置付け

受益と負担の見直しは、「行政サービス検証指針」と「使用料・手数料検証指針」（共に平成19年度庁議決定）に基づき、右のフローを進める。経営改革の方針の下、行政サービスの役割検証を経て個別のサービスの受益者負担の見直しを行うが、全サービス共通の項目として「減額・免除規定の見直し」を行う。見直しにあたっては全庁的な大方針を定め、統一性を図る。



2. 減免規定の基本的な考え方

(1) 受益者負担の原則の徹底

これまで、使用料の減額・免除規定を設けることによって施設利用率の向上や市民活動団体の活動促進を図っており、一定の成果を上げている。しかしその一方で、本来例外的かつ必要最小限に留めるべき減額・免除規定の範囲が肥大化している実態がある。今回の見直しでは、行政が提供するサービスを特定の者が利用して利益を受ける場合に利益を受けるものが費用を負担する「受益者負担の原則」を徹底していく。

(2) 基準の統一

現状の減額・免除規定は、公の施設の設置条例・規則ごとに個別に定められている。そのため、施設によって減額・免除とする目的や対象が異なり、減免の範囲が分かりにくく不明確な場合がある。これらの状況を改め公平・公正な基準としていくために、減免規定は利用対象者や施設によって大きく異なることなく可能な限り基準の統一を図る。

3. 見直し後の基準

区分	対象施設	免除	減額 (5割)
ア. 市が主催する事業に使用するとき。 (行政委員会・市が設置する附属機関を含む) (市が加入する一部事務組合・広域連合を含む)	全施設	○	
イ. 市内の幼稚園、保育園、小学校又は中学校が教育・保育活動のために使用するとき。	全施設	○	
ウ. 地域住民がコミュニティ活動に使用するとき。	交流センター 江釣子共同福祉施設	○	
エ. 市が共催する事業に使用するとき。	全施設		○
オ. 市内の高等学校・専門学校が教育活動のために使用するとき。	全施設		○
カ. 市内の農業団体及び商工団体が産業振興を目的とした活動に使用するとき。	農商工施設		○
キ. 市内のスポーツ少年団、ボーイスカウト、子ども会等の少年団体が団体活動のために使用するとき。	全施設	○	
ク. 市体育協会及び協会加盟団体が主催するスポーツ大会に使用するとき。	体育施設		○
ケ. 市芸術文化協会及び加盟団体が芸術文化の発表及び展示に使用するとき。	社会教育施設 (体育施設を含む) 市民交流プラザ		○
コ. 市内の社会教育関係団体が社会教育活動に使用するとき。	社会教育施設 (体育施設を含む) 市民交流プラザ 交流センター		○
サ. 上記の他、別途定める市内の団体※が公共又は公益を目的とした活動に使用するとき。	全施設		○
シ. 市内に居住する障がい者及び障がい者で構成する団体が利用するとき。	全施設	○	
ス. 市内に居住する高齢者で構成する団体が利用するとき。	老人福祉施設	○	

※別途定める市内の団体

市行政区長協議会、市防犯協会、市交通安全協会、市公衆衛生組合連合会、日本赤十字社岩手県支部北上市地区、市社会福祉協議会、市ボランティア団体連絡協議会、民生児童委員協議会、市食生活改善推進協議会、市保健推進員協議会、市老人クラブ連合会、市地域婦人団体協議会、市消防団、市婦人消防協力隊、市内を拠点とするNPO法人、地域総合型スポーツクラブ

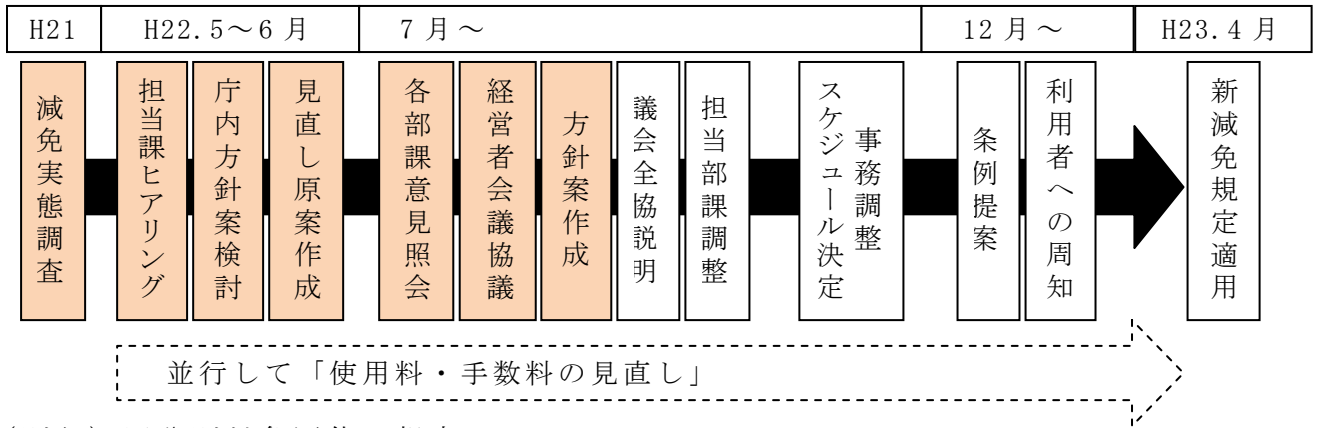
▶現行で施設独自の減額規定があるときは、各施設の規定を適用させる。

ふるさと体験館、アカデミースポーツ施設、墓園

4. 基準の適用

(仮称)「北上市公の施設使用料減免条例」により減免基準を一本化する。

5. 見直しのスケジュール



(別記) 区分別対象団体の想定

区分	対象団体
ア. 市が主催する事業に使用するとき。 (行政委員会・市が設置する附属機関を含む)	
イ. 市内の幼稚園、保育園、小学校又は中学校が教育・保育活動のために使用するとき。	市立幼稚園・保育園、私立幼稚園・保育園、幼稚園・保育園の父母会(P T A)、小・中学校の P T A (市 P 連加盟の P T A)
ウ. 地域住民がコミュニティ活動に使用するとき。	自治振興協議会、自治会、区長会、認可地縁団体、地縁型の N P O 法人、民俗芸能保存会、子育てサークル、自治公民館、老人クラブ連合会、地域婦人団体協議会の単位団体
エ. 市が共催承認する事業に使用するとき。	共催承認をした事業の主催団体
オ. 市内の高等学校・専門学校が教育活動のために使用するとき。	市内の県立高等学校・私立高等学校、市内の専門学校
カ. 市内の農業団体及び商工団体が産業振興を目的とした活動に使用するとき。	各種農業団体、商工団体
キ. 市内のスポーツ少年団、ボーイスカウト、子ども会等の少年団体が団体活動のために使用するとき。	スポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会、森林愛護少年団
ク. 市体育協会及び協会加盟団体が主催するスポーツ大会に使用するとき。	市体育協会、体育協会加盟団体
ケ. 市芸術文化協会及び加盟団体が芸術文化の発表及び展示に使用するとき。	市芸術文化協会、芸術文化協会加盟団体
コ. 市内の社会教育関係団体が社会教育活動に使用するとき。	市教育委員会が定める社会教育関係団体
サ. 上記の他、別途定める市内の団体※が公共又は公益を目的とした活動に使用するとき。	※ 3 の注記に別途記載
シ. 市内に居住する障がい者及び障がい者で構成する団体が利用するとき。	
ス. 市内に居住する高齢者で構成する団体が利用するとき。	